

石巻地方広域水道企業団指名停止措置業者一覧

令和5年5月25日現在

登録区分	承認番号	事業者の名称又は商号	指名停止期間		指名停止理由	
建設工事	1004	青木あすなる建設株式会社東北支店	令和5年5月12日～令和5年6月11日	1か月	措置要件:16 (建設業法違反行為)	青木あすなる建設株式会社東北支店は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。 そのため、国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月17日付けで、4月1日から15日までの15日間、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係る営業停止命令による監督処分を受けたもの。